

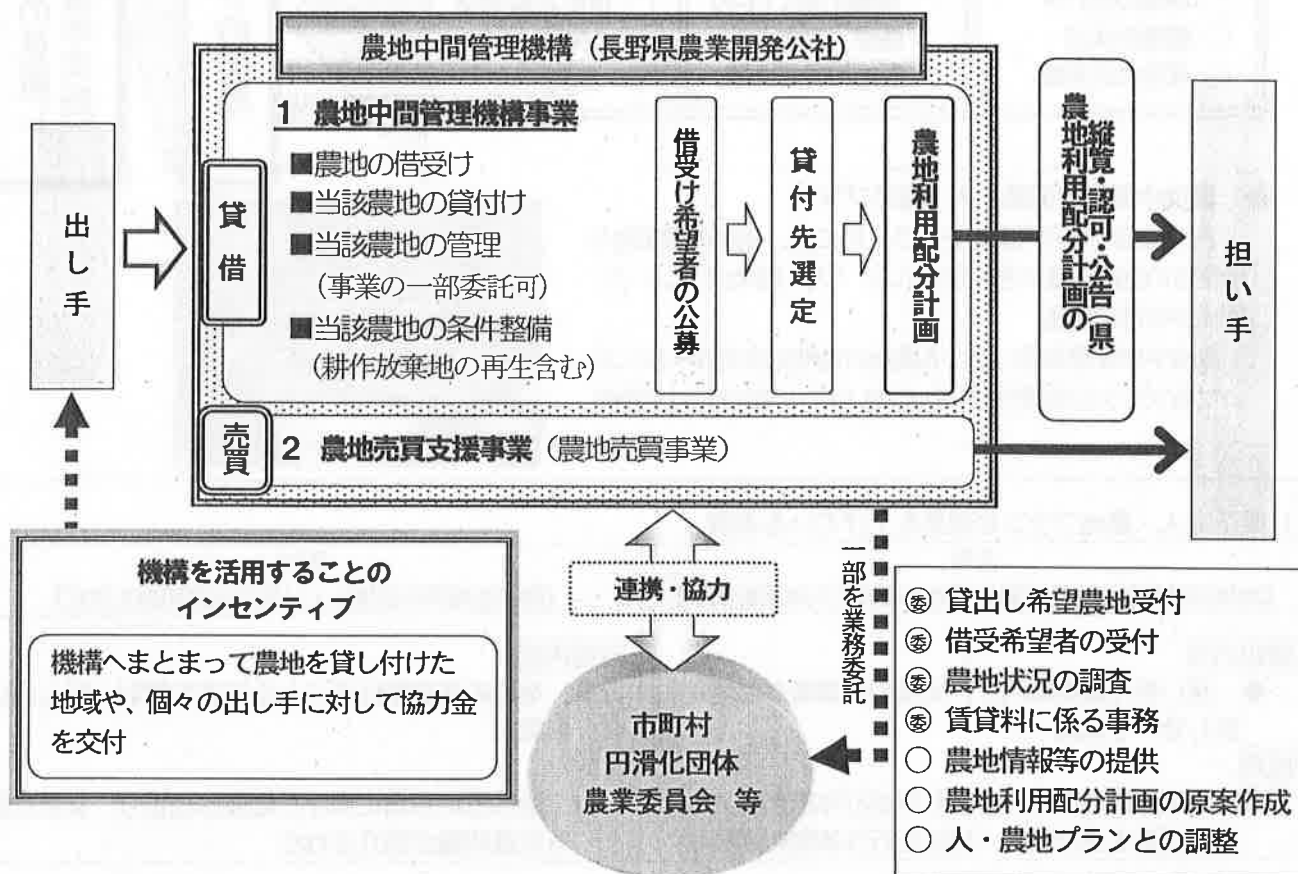
農地中間管理事業について

1 事業の概要

(1) 根拠法令

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）

(2) 事業の仕組み



(3) 事業実施状況 【平成 26 年 12 月末現在】

(単位：ha)

区分	合計	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
農地借受希望面積（公募結果）	4,386	151	436	28	1,236	86	11	1,080	637	229	492
農地中間管理権設定面積	209				133	1		38	37		

(4) 市への依頼事項

- ア 農地中間管理機構との業務委託契約や農地情報の提供等、事業への積極的な協力
- イ 農地借り受け希望者の「人・農地プラン」への位置づけ等、人・農地プランの見直しの推進
- ウ 農業委員会等と連携した農地の利用調整の積極的な推進

2 農地中間管理事業と人・農地プラン

(1) 人・農地プランの重要性

地域創生や人口減少社会への対応が求められている中で、地域農業の現状を把握し、将来像を検討・実践する、「人・農地プラン」の作成・見直しが極めて有効

◆ 人・農地プランの進め方

「現状把握」

- 地域の担い手
- 農地の状況
- 産地の将来像

地域での話し合い

- 地域の担い手の確保・育成
- 農地の有効活用

プランの作成

- 市町村検討会の開催
- 公表

➔


プランの実践

プランの見直し
(毎年実施)

◆ 農地中間管理事業と人・農地プラン

円滑な農地の利用調整を行うためには、地域の農業者や地権者の意向に基づき作成される、「人・農地プラン」の作成が非常に重要。

農地中間管理事業における農地の貸付先決定ルールにおいてもプランに位置付けられた担い手への結び付けを優先。



(2) 県下で人・農地プランが効果を上げている事例

A町 【地域の農業者による就農希望者の研修受入体制を構築】	B村 【農業委員等の提案により集落営農組織を設立】
<p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 担い手の確保に向け、地域の農業者が徹底的に話し合いを実施 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の農業者5戸により平成27年度から新規就農希望者を受け入れ、研修を行う体制を構築中 	<p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の農業関係者による提案の検討、話し合いの実施 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 遊休農地解消に向けた機運が高まり、新たに集落営農組織が設立された

(3) 人・農地プランの作成状況

(平成26年3月末現在)

区 分	全プラン数 (割合)	うち、市が作成したプラン数 (割合)
人・農地プラン作成数の合計	262 (100%)	143 (100%)
① 地域の担い手が明確になり、農地集積・集約化等に向けた取組みが行われている	49 (18.7%)	29 (20.3%)
② 中心的な担い手が確保・育成または確保・育成に向けた取組みが行われている	72 (27.5%)	26 (18.2%)
③ 地域の担い手や将来の方向性が不明確	141 (53.8%)	88 (61.5%)
④ プラン未作成 (H25当初計画に対し未作成のプラン数)	24	18

内容の充実または作成が必要なプラン

(4) 市への依頼事項

「人・農地プラン」は、地域の「農業政策」の基礎となるプランであることから、プランの一層の充実に向け、積極的な作成・見直しの取組みをお願いしたい。